

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

(1) 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、誰にでも起こる可能性があります。また、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。

本市においても、国の自殺総合対策大綱の理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、第1次計画から引き続き、以下のように基本理念を定めます。

基本理念

みんなの「生きる」を支え、あしたへつなぐまち “かりや”



(2) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 (2030) 年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

SDGs では「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念としており、その考え方は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざす本計画の理念と一致するものであるため、本計画の施策を展開することにより、SDGs の推進を図るものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



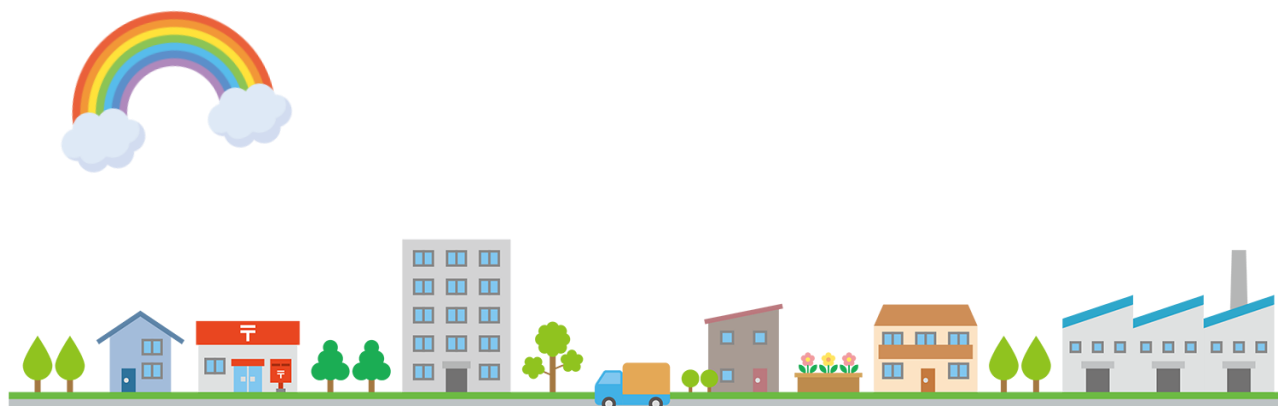
2 計画の基本目標と基本方針

(1) 基本目標

令和4（2022）年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」で示された「自殺死亡率を令和8（2026）年までに平成27（2015）年と比べて30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下とする」という目標を踏まえ、第1次計画においては自殺死亡率を平成28（2016）年の16.7から、令和5（2023）年までに14.4以下、令和8（2026）年までに13.0以下という目標を設定していました。令和4（2022）年の自殺死亡率は16.8（平成30（2018）年～令和4（2022）年の平均値）と、平成28（2016）年に比べると悪化していますが、本計画においてもこの方針に基づき、さらなる取組の推進により、令和8（2026）年までに13.0以下、令和10（2028）年においても13.0以下を継続することを目標とします。

指標	基準値 R4（2022）年	目標値 R8（2026）年	目標値 R10（2028）年
自殺死亡率※ 資料：地域における自殺の基礎資料	16.8	13.0以下	13.0以下を継続

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数。外国人を含む警察庁統計を厚生労働省が再集計した「地域における自殺の基礎資料」を使用する。また、自殺死亡率については、数値変動を考慮し、過去5年間の平均値を採用する。



(2) 基本方針

基本理念の実現をめざすため、国の自殺総合対策大綱、県の自殺対策推進計画を踏まえつつ、以下の3点を、本市の自殺対策における基本方針として設定します。

基本方針 1. 「気づき」と「つながり」による自殺対策の推進

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」であること、危機に陥った場合には、誰かに助けを求めることが重要であるということが社会全体の共通認識となるよう、広報活動等を通じた啓発と周知を行うとともに、悩んでいる人に気づき、適切な支援につなげることができるよう、地域の自殺対策を推進する人材を育成します。

基本方針 2. 自殺のリスク低下に向けた取組の推進

ライフステージ*や立場により置かれている状況は異なり、自殺に追い込まれる事情も異なっているため、より効果的な自殺対策となるよう、それぞれが置かれている状況に沿った施策を展開します。

基本方針 3. 自殺予防に向けた連携体制・支援体制の強化

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることを認識し、自殺は個人の問題ではなく、「人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセス」であることを踏まえ、自殺対策を推進する上で基盤となるネットワーク及び包括的な支援体制の強化に取り組みます。

3 施策体系

自殺総合対策大綱の内容を踏まえつつ、以下の施策体系に基づき、自殺対策の取組を推進します。また、令和4（2022）年に小中高生の自殺者数が過去最多となったことを受け、子どもの自殺対策緊急強化プランがとりまとめられたこと、自殺総合対策大綱での重点施策に子ども・若者や女性に対する支援強化が組み込まれたこと、「地域自殺実態プロファイル」における本市の特徴として、男性有職者や40歳代の女性での自殺者が多いことから、「子ども・若者」、「働く世代」、「女性」の3つを重点対象とします。

基本理念	基本目標	基本方針	施策の展開 【★は重点対象】	取組の方向性	国の方針	評価指標				
						指標	実績値 R4（2022）年度	目標値 R10（2028）年度		
みんなの「生きる」を支え、あしたへつなぐまち「がりがりや」	令和8年までに自殺死亡率を13.0以下まで減少させる（令和10年は13.0以下を継続）	1. 「気づき」と「つながり」による自殺対策の推進	(1) 市民への啓発と周知	①自殺予防に対する意識の醸成	◆様々な機会を活用した自殺予防に向けた周知 ◆こころの病気についての正しい知識の普及	②⑦	ゲートキーパー養成者数	延べ 1,282人 (4年間)	延べ 1,500人 (5年間)	
				②各種支援情報の周知	◆各種支援に関する情報と相談窓口の周知					
			(2) 自殺対策を支える人材の育成		◆ゲートキーパーの養成、相談員の相談スキルの向上	④⑦				
				(1) ライフステージに応じた支援	①子ども・若者★	◆自己肯定感を高める教育の推進 ◆SOSの出し方教育の推進、相談体制の充実 ◆子ども・若者の居場所づくり	⑤⑦ ⑧⑪	自分にはよいところがあると思う子どもの割合	76.9%	85.0%
		②働く世代★	◆メンタルヘルス対策の重要性の周知 ◆メンタルヘルス相談や労働相談等への対応		⑤⑦ ⑫	かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	88.0%	94.0%		
		③高齢者	◆フレイル・介護予防の推進、生きがいづくり ◆地域で高齢者を見守り、支えるための仕組みづくり		⑤⑦	地域包括支援センターの総合相談件数	68,768件	80,000件		
		(2) 特に配慮が必要な人への支援	①自殺未遂者等		◆適切な支援に関する情報提供等 ◆適切な支援につながるができる体制づくり	⑦⑧ ⑨	自殺者のうち、自殺未遂歴がある人の割合	25.8% (5年平均)	19.5% (5年平均)	
			②生活困窮者	◆経済的自立に向けた様々な支援の提供 ◆専門家による相談の実施	⑦	就労支援を実施した人のうち、就労につながった人の割合	73.8% (5年平均)	75.0%		
			③健康不安やこころの悩みを抱える人等	◆障害のある人への生活支援 ◆虐待や社会的孤立の防止 ◆こころの健康に関する相談支援体制の構築	⑥⑦	気軽に相談できる人や場所がある市民の割合	64.9%	73.0%		
			④女性★	◆妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供 ◆女性特有の健康課題への対応、就労支援等 ◆女性が相談しやすい環境整備	⑦⑬	産後うつ病が疑われる産婦の割合	5.8%	5.0%		
3. 自殺予防に向けた連携体制・支援体制の強化	(1) 全市的なネットワークの強化		◆全市的なネットワークによる包括支援体制の強化	⑦⑩	自殺対策計画推進委員会の開催数	1回	1回以上			
		(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	◆関係機関等との連携による支援体制の強化							

【国の方針（自殺総合対策大綱における当面の重点施策）】

①地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	②国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	③自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
④自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	⑥適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
⑦社会全体の自殺リスクを低下させる	⑧自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	⑨遺された人への支援を充実する
⑩民間団体との連携を強化する	⑨自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	⑩勤務問題による自殺対策を更に推進する
	⑪子ども・若者の自殺対策を更に推進する	⑬女性の自殺対策を更に推進する